

秋田市告示第 133 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 17 年 4 月 12 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画用途地域

2 都市計画を変更しようとする区域

秋田市上北手猿田字寺ノ沢、字中谷地および字堤ノ沢ならびに上北手古野字脇ノ田および字台地内

秋田市御所野元町一丁目地内

3 都市計画の案の縦覧場所

秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市都市整備部都市計画課